

(保育所版)

(別記)

## 福祉サービス第三者評価結果公表事項

### ①第三者評価機関名

社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会

### ②事業者情報

名称：社会福祉法人白鳩会 平井保育園	種別：保育所
代表者氏名：園長 杉野 誠子	定員（利用人数）：120名（146名）
所在地：松山市平井町甲118	TEL 089-975-0126

### ③実地調査日

平成26年12月4日（木）～5日（金）

### ④総評

#### ◇特に評価の高い点

当園は、平成20年4月に松山市から社会福祉法人白鳩会へ受託され現在に至っている。保育園は、田園地帯の中の住宅地にあり、周りには小学校、幼稚園、公民館、老人施設等があり、その社会資源や地域性を生かした交流が深められている。また、菜園活動の協力を得るなど地域とのつながりを大切にすることにより、子ども達の豊かな体験が実施され、育ちが高められている。

法人理念や保育方針が中・長期計画や事業計画、保育課程に反映され、具体的な保育内容が明示されている。それにより保育園の目指す保育は明確になり、全職員の意志の統一が図られている。

平成22年8月に福祉サービス第三者評価を受審し、今回は2回目の受審である。理事長や園長のリーダーシップの下、様々な園内研修や話し合いを行い評価により出てきた課題を全職員で共有しながら、より質の高い保育サービスの提供を目指していく姿勢は高く評価したい。

#### ◇改善を求められる点

外部監査や人事考課については、今後の課題として位置づけ、実施に向けての検討がなされることを望みたい。

### ⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

平井保育園では、子ども達が安心して、落ち着いて過ごせるための環境づくりや意欲を育てるための取り組み等を実践してきました。今回の受審を機会に再度、自分たちの保育内容や保育環境について、ポイントを絞って見直すことができ、新たに改善もしていきました。また、新採用の職員を含め全職員で研修していくことで、意識統一も図れ、それぞれの職員の気づきも高まってきたと思います。今後も今年度、改善してきた「一日の流れ」や「標準的実施方法」マニュアル等をしっかりと継続していくと共に、さらに研鑽を積んでいきたいと思っています。

### ⑥各評価項目にかかる第三者評価結果

(別紙)

## 評価細目の第三者評価結果

## 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

## I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
I-1-(1)-①	理念が明文化されている。	Ⓐ・b・c
I-1-(1)-②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	Ⓐ・b・c
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
I-1-(2)-①	理念や基本方針が職員に周知されている。	Ⓐ・b・c
I-1-(2)-②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	Ⓐ・b・c

## 所見欄

<p>法人理念に基づいた、保育理念や基本方針は明文化され、使命や方向性、役割、実施する保育が明確にされている。また、事業計画書、ガイドブック、ホームページ等に掲載されている。</p> <p>職員に対しては、年度当初の職員会議においてガイドブックを配布し伝えている。また、各クラス掲示板や職員室にも掲示し、全職員への周知が図られている。</p> <p>保護者には、入園式後に資料に基づき説明したり、個別面談や5月のクラス懇談会等の機会をとらえて周知が図られている。</p>
---

## I-2 計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-2-(1)-①	中・長期計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
I-2-(1)-②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-2-(2)-①	事業計画の策定が組織的に行われている。	Ⓐ・b・c
I-2-(2)-②	事業計画が職員に周知されている。	Ⓐ・b・c
I-2-(2)-③	事業計画が利用者等に周知されている。	Ⓐ・b・c

## 所見欄

<p>職員会やリーダー会、保護者会で提案された意見を集約し、中・長期計画を踏まえた事業計画を策定されている。理事会の承認を得て、全職員に配布し説明を行っている。</p> <p>保護者には、入園式後に園長から説明を行うと共に、5月のクラス懇談会において資料を配布し、事業計画や保育内容を分かりやすく説明している。</p> <p>中・長期計画については、松山市からの受託園であるため建物や設備についての修繕等が独自でできないこともあり、数値化や計画等は困難な面もあるが、可能な範囲で策定されている。今後も可能な範囲の計画について、見直しを続けて行くことを期待したい。</p>
---

(保育所版)

### I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
I-3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	Ⓐ・b・c
I-3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
I-3-(2)-①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c
I-3-(2)-②	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c

#### 所見欄

<p>園長の役割と責任については職務分担表で文書化し、全職員に配布し表明している。</p> <p>また、園長は様々な研修会に参加し、遵守すべき法令についてリスト化するとともに、園内研修で周知を図っている。特に、日々の保育の流れ、子どもや職員の動線を確認し、マニュアルなどを基に園内研修等を行い、保育の質の向上に積極的に取り組んでいる。</p> <p>顧問会計士や社会保険労務士の助言を受けながら、経営や業務の効率化と改善に向けた取組を行う等、園長の指導力が発揮されている。</p>
--

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅱ-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-1-(1)-③	外部監査が実施されている。	a・Ⓑ・c

#### 所見欄

<p>松山市主催の研修会や園長会で待機児童の状況、保育に関する要望やニーズ等の情報を収集し、地域の状況把握に努めている。</p> <p>毎月の試算表を基に予算の執行状況の把握やコスト分析を行い、職員とともにコスト削減に取り組んでいる。</p> <p>外部監査は行われていないが、法人の委託している会計士から助言・指導を受けている。</p>
---

### Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	a・Ⓑ・c

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	Ⓐ・b・c
II-2-(2)-②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	Ⓐ・b・c
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	Ⓐ・b・c
II-2-(3)-②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	Ⓐ・b・c
II-2-(3)-③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	Ⓐ・b・c
II-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。		
II-2-(4)-①	実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	Ⓐ・b・c

## 所見欄

<p>職員との個別懇談を実施し、個々の課題を明確にするとともに、嘱託職員やパート職員を含め職員の就業状況に配慮している。</p> <p>人事考課については、年度当初に職員各自が作成する「目標シート」を基に自己評価を行い、年3回の面談が実施されている。</p> <p>今後は、人事考課表に客観的な評価基準をさらに設け、職員一人ひとりの目標の達成度が明確になるような取組が望まれる。</p> <p>法人が保有している保養所の利用、職員旅行や制服（ポロシャツやトレーナー）の購入等の補助、生活習慣病健康診断を実施する等、福利厚生に積極的に取り組んでいる。</p> <p>職員の教育や研修に関する基本姿勢は、業務マニュアルや中・長期計画、事業計画に明示されている。個々の職員の意向を考慮した教育や研修の体制、受講後の報告によりスキルアップが図られている。</p> <p>実習生受入れマニュアルは整備され、積極的に受け入れが行われている。</p>
--

## II-3 安全管理

		第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-①	緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	Ⓐ・b・c
II-3-(1)-②	災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
II-3-(1)-③	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	Ⓐ・b・c

## 所見欄

<p>園児の安全を確保するために、職員で安全係や保健係、危機管理係、保健衛生係等を構成するとともに、各種マニュアルを整備し職員に周知している。</p> <p>「まつやま防災マップ」を基に、自主防災組織を編成し避難訓練を実施している。また、リスク事例を収集し全職員による分析や対策の検討を行なう等、安全確保のための取組が行われている。</p>
--

## Ⅱ-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ-4-(1)-①	利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-4-(1)-②	事業所が有する機能を地域に還元している。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-4-(1)-③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ-4-(2)-①	必要な社会資源を明確にしている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-4-(2)-②	関係機関等との連携が適切に行われている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ-4-(3)-①	地域の福祉ニーズを把握している。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-4-(3)-②	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	Ⓐ・b・c

## 所見欄

<p>子育て支援「ぷち・フルーツ広場」を開催し、園庭開放や在宅児との交流の場を設ける等、当園の有する機能を地域に還元している。また、地域の高齢者クラブとの交流を積極的に行い、地域との関係づくりに取り組んでいる。</p> <p>ボランティア受入れマニュアルにより、受入れの基本姿勢を明確にし職員への周知が図られている。地域とのつながりを大切にしている当園の行事等には、多くのボランティアの参加がある。</p> <p>必要な社会資源をリスト化し常に関係機関との連携を持ち、職員間で地域の福祉ニーズ等の情報の共有化を図りながら、事業や活動が行われている。</p>
--

## 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

## Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(3)-②	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(3)-③	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	Ⓐ・b・c

(保育所版)

### 所見欄

法人理念、保育理念に一人ひとりの子どもの人格尊重を掲げ、様々なマニュアルや研修を通して職員に共通理解を促し、周知徹底が図られている。  
行事後には、アンケートを実施して保護者の意見や意向を細やかに把握し、話し合いや改善に向けた取組みがなされている。  
苦情解決の仕組みや意見箱の設置、相談方法についてガイドブックや文書で保護者へ説明を行い周知している。苦情や意見等に対しては、迅速な対応が行われている。

### Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
Ⅲ-2-(1)-①	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-2-(1)-②	評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(2)-①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-2-(2)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	Ⓐ・b・c

### 所見欄

自己評価ガイドライン及び評価基準により定期的に自己評価は行われている。また、全職員参画のもと、今回2度目となる第三者評価事業を受審し、職員間での課題の共有や改善に向けた取組みは高く評価したい。  
提供するサービスの標準的な実施方法はマニュアル化され、年度末に見直しをしている。また、年度途中においても必要に応じて見直しを行うなど柔軟に対応をしている。  
児童票や個別指導計画に一人ひとりの子どもの発達状況は適切に記録されている。必要な情報については職員間で共有し、個人情報保護方針や個人情報保護規定により適切に管理されている。

### Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
Ⅲ-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
Ⅲ-3-(2)-①	事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	Ⓐ・b・c

(保育所版)

所見欄

利用希望者のサービス選択に必要な情報については、ホームページやガイドブックで写真やイラストを使い分かりやすく説明し、ガイドブックは公共施設にも配置する等、積極的に提供されている。

入園前の面接時に、ガイドブックにより詳しく説明を行い同意を得ている。事業所の変更や家庭への移行、保育終了等にあたり、相談窓口や担当者を伝える等、継続したサービスに配慮している。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1)	利用者のアセスメントが行われている。	
	Ⅲ-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-4-(2)	利用者に対するサービス実施計画が策定されている。	
	Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。	Ⓐ・b・c
	Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	Ⓐ・b・c

所見欄

入園前の面接時に、子どもの発達状況や家庭状況等を定められた手順や様式に従いアセスメントが実施されている。

サービス実施計画は、保育課程に基づき、各クラス担任で話し合い策定し、定期的に評価・見直しが行われている。その際、保護者の意向を考慮したり、保育のねらいを説明するなど細やかな対応をしている。

## A-1 保育所保育の基本

## 1-(1) 養育と教育の一体的展開

	第三者評価結果
A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発育過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実情に即した保育課程を編成している。	Ⓐ・b・c
A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
A-1-(1)-③ 1、2歳児の保育において養育と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
A-1-(1)-④ 3歳以上児の保育において養育と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮している。	Ⓐ・b・c

## 所見欄

<p>全職員が参画し保育方針や目標に基づき、発達過程や最善の利益を考慮し保育課程は編成されており、職員の共通理解のもと保育を展開している。</p> <p>年齢により、ゆるやかな担当制や少人数でのグループ保育を行い、子どもと丁寧に関わることや個々の育ちを支えることを大切に保育している。また、一日の流れの中で子どもの動線に配慮した環境設定が細やかにされている。さらに、手作りの物が随所に見られ温かい雰囲気を作り出し、子どもの心の安定につながっている。</p> <p>朝の「意味ある運動」や「じゃれつき遊び」、「安田式運動遊具」を使った運動遊び、「ピラミッドメソッド」など発達段階に応じた環境づくりやテーマ保育等、それぞれの活動の目的や子どもの育ちを全職員で共通理解し、継続的な取り組みにより保育効果が高められていることは高く評価したい。</p> <p>年長児には就学を見据えた指導計画が作成され、小学校の授業参観をするなど計画に基づいた保育を展開している。また、年2回、小学校が開催する幼保小連絡協議会に参加し、職員間で話し合いをもつなど、連携を深めている。</p>
--

## 1-(2) 環境を通して行う保育

	第三者評価結果
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人物・物的環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友達との協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会と関われるような人的・物的環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	Ⓐ・b・c



所見欄

パーテーションや可動式の棚などを用いてコーナーを設置したり、移動させることにより子どもの安心感や集中力が生まれるように様々な工夫、配慮をしている。また、職員の優しい言葉かけや穏やかな関わりにより、心の安定が図られている。

一日の流れや標準的实施方法に基づき、子ども一人ひとりの発育状況に合わせて生活習慣を身につけたり、活発に身体的な活動ができるように遊びが設定されている。

自然環境に恵まれているため散歩に出かけたり、地域の方から畑を借りて菜園活動をするなど自然体験を多く取り入れ、地域の方との交流の場にもなっている。

体験したことを表現することを十分楽しみ、作品は室内に展示されるなど大切に扱われている。

1-(3) 職員の資質向上

	第三者評価結果
A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	㉠・b・c

所見欄

目標シートや自己評価表を作成し主体的に自分の保育を振り返ることにより、達成できている目標や課題に気づき改善が図られている。また、管理職による年3回の個別面談を行うことで、職員一人ひとりの思いに気づき共に考え、さらに連携を深める事ができている。

A-2 子どもの生活と発達

2-(1) 生活と発達の連続性

	第三者評価結果
A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	㉠・b・c
A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	㉠・b・c
A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	㉠・b・c

所見欄

各クラスごとにゆとりをもった職員配置がなされ、小グループで保育を行っている。それにより、一人ひとりを受容し理解を深めることができ、ゆったりと働きかけることができている。

毎月、クラス担任、クラスリーダー、園長、主任、副主任でケース会議を行い、評価をして次月につないでいる。関わりのある医師や関係機関との連携を深めながら指導を受けたり、障害のある子どもがスムーズに生活できるよう、保育室入口にスロープを設けたり、車いす用のトイレを整備する等、積極的に取り組んでいる。

長時間にわたる保育を行う保育室には、家庭的な雰囲気を作るため、マットや畳のスペースがあり、自由に寝転がったりくつろげるように配慮している。また、安心して過ごせるように一人ひとりの心に寄り添った保育を心がけている。

## 2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場

	第三者評価結果
A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	Ⓐ・b・c
A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。	Ⓐ・b・c
A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	Ⓐ・b・c
A-2-(2)-④ 健康診断・歯科診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	Ⓐ・b・c

## 所見欄

<p>入園時の面談では、マニュアルに沿って健康状態を把握し児童票に記入するとともに、必要に応じて職員に周知し健康管理が行われている。</p> <p>食事の時には、テーブルクロスをかけたりパーテーションで仕切るなど落ち着いた雰囲気の中で食事が楽しめるように工夫されている。また、3歳以上児は配膳や片づけを自分でしたり、5歳児は自分で分量を考えて盛り付けるなど、年齢に応じた工夫をしている。</p> <p>毎月、給食会議で検食簿や献立反省を基に、献立や調理を工夫している。また、菜園を利用した食育や週3回以上の手作りおやつ等、全職員で様々な取組みをしている。</p> <p>健康診断や歯科検診の結果について、保護者や職員へ伝達するとともに情報を適正に管理している。</p>
--

## 2-(3) 健康及び安全の実施体制

	第三者評価結果
A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	Ⓐ・b・c
A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	Ⓐ・b・c

## 所見欄

<p>アレルギーマニュアルに基づき、保護者からの「アレルギー除去食に関する連絡書」の提出により、専用トレイや食器を使用し個人別に状況が記載された札を用いて誤食を防ぐ等、適切な対応がなされている。</p> <p>衛生管理に関するマニュアルを整備し、衛生管理係が中心となり職員会において周知している。マニュアルは定期的に見直しが行われている。</p>
---

## A-3 保護者に対する支援

## 3-(1) 家庭との緊密な連携

	第三者評価結果
A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	Ⓐ・b・c
A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	Ⓐ・b・c
A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児について、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	Ⓐ・b・c
A-3-(1)-④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	Ⓐ・b・c

所見欄

食育計画に基づいて計画的に食育はすすめられており、掲示板へレシピを掲示したり実際の給食を展示するなどしている。また、懇談会でも話題として取り上げ、保護者の食への関心を高めている。

個別の連絡ノートやクラス名簿、クラスメモ等で日々の情報を記載している。また、クラス懇談、個別懇談等で子どもの姿や現状報告をしたり、課題について共有するとともに、様々な行事でアンケートを実施して、保護者の意向を把握し迅速な対応をしている。

虐待マニュアルに基づき早期発見を図り、速やかに対応できるように園内研修が行われている。必要に応じて様々な専門機関との連携が持たれている。